

令和3年度 運動部活動「保護者会会則」

大分市立佐賀関中学校

- 第1条 本会は、佐賀関中学校の運動部活動に入部した生徒の保護者全員と、PTA会長、並びに学校長、教頭、及びそれぞれの部の担当教職員・外部指導者により組織する。
- 第2条 本会は、年間を通じて「部員の心身の健全な発達を促しながら競技力の向上を図る活動を支援する」ことを目的とし、本会総会において出席者の過半数の同意により、その年度の運営内容を決定できるものとする。
- 第3条 本会の会長はPTA会長が兼任するものとし、会長に事情(事故等)があるときは副会長である学校長がその任務を代行する。
- 第4条 本会の会計事務は学校全体の部活動担当者(市中体連理事)が行い、毎年度末に会長が会計監査をする。
- 第5条 本会の総会は、定期として毎年度当初に1回(PTA総会の日に引き続いての日程で行うが、必要とあらば、会長が臨時に招集することができる。
- 第6条 毎年度当初、定期総会の後に引き続き各部ごとの部会を開き、各部ごとの活動内容等についての話し合いをもつ。また、それぞれの部は、保護者会長・副会長、会計担当者等を決定・組織し、円滑な活動を開始していく。
- 第7条 活動する部の種目については、毎年度当初、学校裁量(職員会議での全員の承認)により決定する。
- 第8条 各部の指導者(担当教職員・コーチ)の配置については、毎年度当初、学校裁量(職員会議での全員の承認)により決定し、任命・委嘱は学校長が行う。
- 第9条 部員の入部については、保護者の署名・捺印による入部申込書の提出をもって、学校長が正式に許可する。
- 第10条 部員の入部の際には、下記の金額を部費として入部申込書とともに納入する。(納入後は、それぞれの部に金額を振り分ける。)
- 1・2年生・・・5,000円
- 3年生・・・・・・3,000円
- 第11条 それぞれの部の指導者(担当教職員・コーチ)は、部員の健康管理と学業・生活面を考慮した適切な指導を心がける。
- 第12条 部員の事故・災害については、原則としてその部員の保護者が負担するが、学校管理下の場合については「スポーツ振興センター」の保険で処理をする。